

藤井寺市いじめ防止基本方針

平成 27 年 1 月
(令和元年 12 月改定)
藤 井 寺 市

目 次

はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
第1章 いじめの防止等のための対策の基本的な考え方・・・・・・・・	2～5
1 いじめの定義	
2 いじめの防止等の対策に関する基本理念	
3 藤井寺市いじめ防止基本方針策定の目的	
4 いじめの防止のための方針	
5 市・学校・保護者・子ども・地域社会の責務	
第2章 いじめの防止等のために藤井寺市が実施する施策・・・・・・・・	6～8
1 藤井寺市いじめ問題対策連絡協議会の設置・運営	
2 藤井寺市立学校いじめ問題専門委員会の設置	
3 教育委員会の取組	
4 その他の事項	
第3章 いじめの防止等のために藤井寺市立学校が実施する施策・・	9～13
1 学校いじめ防止基本方針の策定	
2 いじめ防止等の対策のための組織の設置	
3 学校におけるいじめ防止等に関する取組の具体化に向けて	
第4章 重大事態への対処・・・・・・・・・・・・・・・・	14～20
1 重大事態の発生	
2 調査の実施	
3 調査結果の報告、提供及び公表	
4 市長による再調査等	

【重大事態への対応フロー図】

資料

1. いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）・・・・・・・・ 21～30
2. 藤井寺市立学校いじめ問題専門委員会条例（平成27年藤井寺市条例第20号）・・・・・・・・ 31～32
3. 藤井寺市いじめ問題対策連絡協議会条例（平成27年藤井寺市条例第19号）・・・・・・・・ 33～34

はじめに

いじめは、決して許される行為ではありません。いじめを受けた子どもの教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えます。また、広く子どもの人権を侵害する行為であり、その生命又は身体に重大な危機を生じさせるおそれがあるものです。

このようないじめを防止するためには、全ての市民が「いじめは絶対に許されない」「いじめは重大な人権侵害事象であり、根絶すべき課題として未然防止に努めなければならない」「いじめられた子どもの立場になって取り組み、速やかに解決する必要がある」との意識を持ち、それぞれの役割と責任を自覚しなければなりません。

また、子どもを一人の人格として尊重し、子どもの声を聴き、その気持ちや思いを理解できるよう接することによって、子どもが自らの力でいじめをなくしていくとともに、安心できる集団や豊かな社会を築く推進者であることを自覚できるよう支援しなくてはなりません。

そこで、藤井寺市では、平成25年6月28日に公布された「いじめ防止対策推進法」（平成25年法律第71号）第12条の規定及び国のいじめの防止等のための基本的な方針（以下「国の基本方針」という。）に基づき、いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために、平成27年1月に「藤井寺市いじめ防止基本方針」を策定しました。

この「藤井寺市いじめ防止基本方針」は、いじめの防止等の取組を市全体で進めていくことをめざし、全ての子どもの尊厳を保持するため、健全育成及びいじめ防止やいじめに対処するための組織体制、重大事態等への対処等に関する基本的な事項について定めた総合的な方針です。

なお、国の基本方針が平成29年3月14日に最終改定されたこと、また大阪府の基本方針が平成30年3月に改定されたことを受けて、本市におけるいじめ防止基本方針を、令和元年12月に改定しました。

この基本方針に基づき、いじめの防止等、藤井寺市内の全ての学校・家庭・地域社会・市・教育委員会やその他関係機関が連携し、市民全体で、いじめ問題の克服に向けて取り組んでまいります。

第1章 いじめの防止等のための対策の基本的な考え方

1 いじめの定義

(1) いじめ防止対策推進法による定義

いじめ防止対策推進法（以下「法」という。）第2条には、『いじめ』とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」と定義されている。

「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒との何らかの人的関係を指す。また、「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

(2) 留意点と具体例

いじめには多様な態様があり、いじめられていても、本人がそれを否定する場合も多々ある。したがって、いじめに該当するか否かを判断するに当たっては、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立って、当該児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある、「心身の苦痛を感じているもの」といったように要件を限定して解釈することのないよう努めなければならない。

具体的ないじめの態様として、以下のようなものが考えられる。

- ・ 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・ 仲間はずれ、集団により無視をされる
- ・ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・ 金品をたかられる
- ・ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべき場合がある。また、子どもの生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらは、被害者の心情や状況等に配慮したうえで、早期に警察と連携した対応を取ることが必要である。

2 いじめの防止等の対策に関する基本理念

(1) いじめは絶対に許されない

いじめの禁止は、法第4条において「児童等は、いじめを行ってはならない。」と規定されている。いじめは、その子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題である。いじめは、全ての子どもに起こりうる問題であり、「いじめは絶対に許されない」との強い姿勢が必要である。いじめの加害者はもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も許されるものではない。

また、いじめを教職員その他の身近な大人や各種相談機関を活用して伝えることは正しい行為であるということを、児童生徒に理解させるとともに、実践できるよう繰り返し指導を行う。

(2) 豊かな人間関係を築く

いじめを克服するためには、子どもたちがお互いの違いを認め合い、他者の願いや思いを共感的に受け止めることができるような豊かな感性を身につけていくことが大事である。あわせて、規範意識を高め、仲間とともに問題を主体的に解決するためのコミュニケーション能力を育成していかなければならない。

とりわけ学校では、

- ① 人権教育を通して、子どもたちの人権に対する理解、豊かな人権感覚、人権を守っていこうとする態度を養うこと
- ② 奉仕活動、自然体験等の体験活動をはじめ、人間関係や生活経験を豊かなものとする教育活動の充実を図ること
- ③ 「特別の教科 道徳」の時間を要とした道徳教育を通して、子どもたちの豊かな人間性を育むこと

が必要である。

(3) 地域社会全体で取り組む

いじめは学校だけの問題ではない。いじめ防止に向けて、学校・家庭・地域社会など全ての関係者が、それぞれの立場からその責務を果たし、一体となって真剣に取り組むことが重要である。

そのため、地域協働の活動を通じて、地域社会全体で、いじめを許さない環境（雰囲気）を生み出す必要がある。また、そうした社会との関わりの中で子どもに自分も他者もかけがえのない存在として大切にできる感性を育むことが大切である。

3 藤井寺市いじめ防止基本方針策定の目的

藤井寺市いじめ防止基本方針は上記の基本理念のもと、いじめの問題への対策を、市、学校、保護者、子ども及び地域社会がそれぞれの役割を自覚し、主体的かつ相互に協力しながら広く社会全体で進め、法により規定されたいじめの防止及び解決を図

るための基本事項を定めること等により、市全体でいじめのない社会の実現をめざすことを目的とする。

4 いじめの防止のための方針

いじめの未然防止のためには、子どもを取り囲む大人一人ひとりが、責任ある行動を率先してとることが大事である。

他人の弱みを笑いものにしたり、暴力を肯定していると受け取られるような行為を許容したり、異質な他者を差別するといった大人の振る舞いが、子どもに悪影響を与えるという指摘もある。

いじめの未然防止のために、市全体で子どもの健やかな成長を支え、見守る役割を果たす必要がある。

万一いじめを察知した場合は、いじめを受けている子どもを最後まで守り抜き、いじめをしている子どもにはその行為を許さず、毅然とした指導を適切に行っていくことが重要である。

5 市・学校・保護者・子ども・地域社会の責務

(1) 市として

- ①いじめの防止に関する基本的な方針を定め、これに基づき、いじめの防止等のための必要な施策を総合的に策定し、実施する。
- ②いじめの予防及び早期発見その他のいじめの防止、いじめを受けた子どもに対する適切な支援、いじめを行った者等に対する適切な指導を行うため、いじめに関する相談体制の充実、学校、家庭、地域社会、関係機関等の連携の強化、その他必要な体制の整備に努める。
- ③学校におけるいじめの実態の把握に努めるとともに、いじめに関する報告を受けたときは、適切かつ迅速に、いじめを防止するための必要な措置を講じる。
- ④子どもが安心して豊かに生活できるよう、いじめ防止に向けて必要な啓発を行う。

(2) 学校として

- ①あらゆる教育活動を通じ、だれもが、安心して、豊かに生活できる学校づくりをめざす。
- ②子どもが主体となっていじめのない学校をつくるという意識を育むため、子どもが発達段階に応じていじめを防止する取組が実践できるよう指導、支援する。
- ③いじめは、どの学校にも、どの学級にも、どの子どもにも起こりうることを強く意識し、いじめを未然に防ぎ、いじめが発生した場合は速やかに教育委員会に報告するとともに、早期に解決できるよう保護者、地域住民や関係機関と連携し情報を共有しながら指導にあたる。
- ④いじめを絶対に許さないこと、いじめられている子どもを守り抜くことを表明し、いじめの防止等に努めるとともに、校長、教頭のリーダーシップのもと組織的に

取り組む。

- ⑤いじめ防止に資する多様な取組が体系的・計画的に行われるように、校長のリーダーシップのもと包括的な取組方針を定め、その具体的な指導内容を実践する。
- ⑥いじめの防止等の校内組織（いじめ対策委員会等）や担当者名を、児童生徒及び保護者に知らせる。
- ⑦平素から子どもの悩みや相談ごとなどを話しやすい人間関係づくりに努め、相談窓口を明示するとともに、児童生徒に対してアンケートや個別の面談を定期的実施するなど、学校組織をあげて児童生徒一人ひとりの状況の把握に努める。

（３）保護者として

- ①どの子どもも、いじめの加害者にも被害者にもなりうることを意識し、どちらにもならないよう指導に努め、また、日頃からいじめ被害など悩みがあった場合は、保護者や先生、信頼できる大人に相談するよう指導する。
- ②いじめ根絶をめざし、学校や地域の人々など子どもを見守っている大人との情報交換に努めるとともに、互いに補完しあいながら協働して取り組む。
- ③いじめを発見し、又は、いじめのおそれがあると思われるときは、速やかに学校、関係機関等に相談又は連絡する。

（４）子どもとして

- ①いじめは絶対に許されないことを強く認識し、いじめを受けたと思うときは、迷わず保護者や先生に相談する。
- ②自他の人権を尊重し、自らが主体的にいじめ未然防止に努める。
- ③周囲にいじめがあると思われるときは、当事者に声をかけることや、周囲の人に積極的に相談することなどに努める。

（５）市民、事業者、関係者として

- ①市民及び市内で活動する事業者（以下「市民等」という。）は、藤井寺市の子どもが安心して過ごすことができる環境づくりに努める。
- ②子どもの成長、生活に関心をもち、いじめの兆候等が感じられるときは、関係する保護者、学校、関係機関等に積極的に情報を提供するとともに、連携していじめの防止に努める。
- ③市民等は、地域行事等で子どもが主体的に活動できるよう配慮する。
- ④子どもの健全育成に関わる諸機関は、その役割を認識し、子どもが健やかに成長することを願い、相互に連携し、いじめの根絶に努める。

第2章 いじめの防止等のために藤井寺市が実施する施策

1 藤井寺市いじめ問題対策連絡協議会の設置・運営

市は、法第14条第1項に基づき、いじめ問題等に関係する機関の連携を図るため、「藤井寺市いじめ問題対策連絡協議会」（以下「連絡協議会」という。）を設置する。

連絡協議会は、市立学校、教育委員会、市、警察及び法務局、子ども家庭センター、その他関係者により構成する。

連絡協議会は、藤井寺市いじめ防止基本方針（以下「市基本方針」という。）に基づく取組を効果的かつ円滑に推進していくための情報交換及び連絡調整を行う。

2 藤井寺市立学校いじめ問題専門委員会の設置

法第14条第3項に基づき、市立学校におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うため、教育委員会の附属機関として、「藤井寺市立学校いじめ問題専門委員会」（以下「いじめ問題専門委員会」という。）を設置する。

いじめ問題専門委員会は、専門的な知識及び経験を有する者で構成する。また、いじめ事案の関係者と直接の人間関係や特別の利害関係を有しない者（第三者）で構成するなど、当該調査の公平性・中立性の確保に努める。

いじめ問題専門委員会は、市基本方針に基づく市立学校におけるいじめの防止の取組についての審議を行うとともに、法第28条に基づき、学校での重大事態に係る調査を行う。

3 教育委員会の取組

（1）いじめの防止・早期発見に関すること

ア 児童生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが、いじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた人権教育、道徳教育及び体験活動等の充実を図る。

イ 児童生徒が自主的にいじめの問題について考え、議論すること等のいじめの防止に資する活動に対する支援、児童生徒及びその保護者並びに当該学校の教職員に対していじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発を推進する。

ウ 児童生徒をいじめから守り、社会全体でいじめの防止に取り組むことへの理解及び協力を求めるため、6月を「いじめ防止啓発月間」とする。

エ いじめを早期に発見するため、学校に対し、児童生徒に対する定期的な調査その他の必要な措置を講ずるよう指導し、その結果について報告を求める。

オ 児童生徒及びその保護者並びに当該学校の教職員がいじめに係る相談を行うことができる体制（スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの適切な配置等）を整備する。

カ 教職員に対し、いじめの防止等に関する研修の実施等、資質能力の向上に必要な措

置を講ずる。

- キ インターネットを通じて行われるいじめに対しては、警察・サポートセンター・民間団体や事業主を含めた関係機関と連携して実態把握に努め、早期発見・早期対応のために必要な措置を講ずる。

また、児童生徒や保護者がインターネットを通じて行われるいじめの防止と効果的な対処ができるよう、関係機関と連携して資料等を配布するなど、必要な啓発活動を実施する。

(2) いじめの対応に関すること

ア いじめに対する措置

- ・教育委員会は、法第23条第2項の規定による学校からの報告を受けたときは、必要に応じて、当該学校に対し必要な支援を行い、若しくは必要な措置を講ずることを指示し、又は当該報告に係る事案について自ら必要な調査を行う。
- ・教育委員会は、学校からの報告を受けて、いじめを行った児童生徒の保護者に対して学校教育法（昭和22年法律第26号）第35条第1項（同法第49条において準用する場合を含む。）の規定に基づき当該児童生徒の出席停止を命ずる等、いじめを受けた児童生徒その他の児童生徒が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を速やかに講ずる。

イ 学校の指導のあり方及び警察への通報・相談による対応

- ・いじめが起きた場合には、被害児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保するとともに、加害児童生徒に対しては事情や心情を聴取し、再発防止に向けて適切かつ継続的に指導及び支援するための必要な措置を講じる。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組むよう指導・助言する。
- ・いじめの中には、犯罪行為として早期に警察に相談することが必要なものや、児童生徒の生命、身体、又は財産に重大な被害が生じるような直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、学校での適切な指導・支援や被害者の意向への配慮の下、早期に警察に相談・通報し、警察と連携した対応を取ることが必要であることを学校に指導・助言する。

※児童生徒の健全育成に向けて犯罪被害防止や非行防止の取組をより一層充実させるために、本市では大阪府警と「児童・生徒の健全育成に関する学校警察相互連絡制度」を締結しており、適切に活用すること。

(3) 学校評価、学校運営改善の実施

- ア 教育委員会は、いじめの問題を取り扱うに当たっては、いじめの有無や事案の発生数のみを評価するのではなく、問題を隠さず、その実態把握や対応が促され、日頃からの児童生徒の理解、未然防止や早期発見、迅速かつ適切な対応、組織的な取組等を評価し、改善を図るよう学校に指導・助言を行う。
- イ 教職員が児童生徒と向き合い、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるようにするため、組織機能の強化等学校マネジメントを担う体制の整備を図るな

ど、学校運営の改善を支援する。

4 その他の事項

本市は、市基本方針の策定から3年の経過を目途として、その内容についてPDCAサイクルにより点検するとともに、法の施行状況等を勘案して、市基本方針の見直しを行い、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置を講じる。

第3章 いじめの防止等のために藤井寺市立学校が実施する施策

1 学校いじめ防止基本方針の策定

藤井寺市立学校は、法第13条に基づき、学校ごとの実情に応じた防止の取組等に関する基本的な方向や内容等を「学校いじめ防止基本方針」（以下「学校基本方針」という。）として定め、校長の下教職員が一致協力し、教育委員会と連携を図りながら、その取組を推進する。

（1）学校基本方針の内容

学校基本方針には、いじめ防止に関する学校の基本的な考え方のほか、いじめ防止等に関する措置を実効的に行うための校内組織の設置や未然防止、早期発見、重大事態も含め通報や相談があった場合の対処、当事者である児童生徒や保護者への指導・支援や助言、いじめが起きた集団への働きかけ、ネット上のいじめへの対応などについて記載する。

また、児童生徒一人ひとりが自己実現を果たすことができるような教育活動を進めるため、いじめ防止等の取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付ける。

（2）学校基本方針の運用

学校基本方針を策定する際、例えば、その実効性を高めるため、検討段階から児童生徒や保護者、地域関係者等の参画を得るなど、いじめ防止等に関わる者が主体的かつ積極的に参加できるようにすることが大切である。

また、学校基本方針が、学校の実情に即してきちんと機能しているか、校内に設置する組織を中心に点検し、PDCAサイクルにより必要に応じて見直すことも大切である。

さらに、学校基本方針を実効的なものにする取組の一環として、その内容を、必ず入学時・各年度の開始時に児童生徒、保護者、関係機関等に周知し、学校のホームページなどにも掲載する。

そして、いじめ防止に資する多様な取組が体系的・計画的に行われるよう、包括的な取組の方針を定め、その具体的な内容をプログラム化した「学校いじめ防止プログラム」やアンケート、いじめの通報、情報共有、適切な対処等の在り方を定めた「早期発見・事案対処のマニュアル」の作成が必要である。

2 いじめ防止等の対策のための組織の設置

藤井寺市立学校は、法第22条に基づき、いじめ防止等に関する措置を実効的に行うため、校長をはじめ複数の教職員、心理・福祉等の専門的知識を有する者その他の関係者により構成される組織「いじめ対策委員会等」を設置し、各学校におけるいじめの防止等に関する取組を推進する。

組織を置くことで、いじめについては、特定の教職員で問題を抱え込まず学校が組織的に対応することにより、複数の目による状況の見立てが可能となること、また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の活用により、より実効的ないじめ

の問題の解決を図る。

また、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等のいじめに関する通報及び相談体制を整備した場合、児童生徒から活用されるよう、その取組を積極的に周知する必要もある。

次に、学校のいじめ対策組織は以下の役割を担うものとする。

【未然防止】

○いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う役割

【早期発見・事案対処】

○いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受け付ける窓口としての役割

○いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割

○いじめに係る情報（いじめが疑われる情報や児童生徒間の人間関係に関する悩みを含む。）があったときには緊急会議を開催するなど情報の迅速な共有、及び関係児童生徒に対するアンケート調査、聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割

○いじめの被害児童生徒に対する支援・加害児童生徒に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する役割

【学校基本方針に基づく各種取組】

○学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う役割

○学校基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する役割

○学校基本方針が当該学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、学校基本方針の見直しを行う役割（PDCAサイクルの実行を含む。）

3 学校におけるいじめ防止等に関する取組の具体化に向けて

（1）いじめの防止

いじめはどの子どもにも起こりうるという事実を踏まえ、学校はいじめの未然防止に向けて、児童生徒が自主的にいじめの問題について考え、議論すること等のいじめ防止に資する活動に取り組む。また、児童生徒が心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。

なお、背景にいじめが認められなくても、児童生徒が悩みを抱えているにもかかわらず学校に相談できずに行方不明になったり、生命に関する深刻な結果を招いたりする場合がある。学校は児童生徒及び保護者に信頼され、悩み等について気軽に相談される関係でなければならないが、そうした信頼関係づくりに平素から教職員が全力を挙げて取り組む必要がある。

また、いじめの防止の観点から、豊かな心の育成のための、学校教育活動全体を通じ

た包括的な取組の方針や情報モラル教育を含む教育プログラム、例えば人権教育年間計画や道徳教育年間計画及びキャリア教育年間計画等に、年間を通じたいじめ防止対策に配慮した取組計画等を策定する。また、いじめ対策委員会等がこれらの学校における計画的かつ日常的な取組内容の具体的な目標に対して、達成状況を評価した結果を踏まえた改善・見直しを毎年行う。

さらに、教職員の言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。教職員による体罰やいじめ相当行為はあってはならず、指導の在り方について、定期的に教職員研修を行う。

【特に配慮が必要な児童生徒についての対応】

日常的に、当該児童生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

○発達障がいを含む、障がいのある児童生徒が関わるいじめについては、教職員が

個々の児童生徒の障がいの特性への理解を深めるとともに、個別の教育支援計画や個別の指導計画を活用した情報共有を行いつつ、当該児童生徒のニーズや特性、専門家の意見を踏まえた適切な指導及び必要な支援を行うことが必要である。

○海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童生徒は、言語や文化の差から、学校での学びにおいて困難を抱える場合も多いことに留意し、それらの差からいじめが行われることがないように、教職員、児童生徒、保護者等の外国人児童生徒等に対する理解を促進するとともに、学校全体で注意深く見守り、必要な支援を行う。

○性同一性障がいや性的指向・性自認に係る児童生徒に対するいじめを防止するため、性同一性障がいや性的指向・性自認について、教職員への正しい理解の促進や、学校として必要な対応について周知する。

○東日本大震災により被災した児童生徒又は原子力発電所事故により避難している児童生徒（以下「被災児童生徒」という。）については、被災児童生徒が受けた心身への多大な影響や慣れない環境への不安感等を教職員が十分に理解し、当該児童生徒に対する心のケアを適切に行い、細心の注意を払いながら、被災児童生徒に対するいじめの未然防止・早期発見に取り組む。

（２） いじめの早期発見

・小さな変化を見逃さない

いじめを早期に発見することは、事態を深刻化させる前にその芽を摘むという点から特に重要である。

いじめは他人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、他人が気づきにくく判断しにくい形で行われることがある。そこで、学校・家庭・地域社会が子どもの小さな変化に気付く力を高めることが必要であり、小さな兆候であっても、早い段階からの的確に関わりを持つ。

また、学校はいじめ防止等のための校内組織（いじめ対策委員会等）を設置することや、その委員や活動内容について児童生徒や保護者に周知するとともに、定期

的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、平素より児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整えることが大切である。

(3) いじめへの対処

① 速やかに「いじめ対策組織（いじめ対策委員会等）」に報告し、迅速かつ組織的に対応する～情報を共有し迅速に対応する～

法第23条第1項は、「学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。」としており、学校の教職員がいじめ（「疑い」を含む。）を発見し、又は相談を受けた場合には、速やかに、学校いじめ対策組織（いじめ対策委員会等）に対し当該いじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげなければならない。（特に、子どもが気づいたときには、学校・家庭・地域社会で気がねなく相談できる環境を整える。）

また、各教職員は、学校の定めた方針等に沿って、いじめに係る情報を適切に記録、保存しておく。

※ 教職員がいじめ情報を抱え込み、いじめ対策委員会等に報告を行わないことは、法第23条第1項の規定に違反し得る。

② 被害児童生徒を守り通す～事実関係を確認し被害者のケアと安全確保を行う～

○被害児童生徒から個別に事実関係の聴取を行い、その際には、被害児童生徒にも責任があるという考え方はあってはならず、「あなたが悪いわけではない」ことをはっきりと伝えるなど、自尊感情を高めるよう留意する。

○家庭訪問等により、その日のうちに迅速に保護者に事実関係を伝える。被害児童生徒や保護者に対し、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を除去するとともに、複数の教職員の協力の下、当該児童生徒の見守りを行うなど、被害児童生徒の安全を確保する。

○被害児童生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員等）と連携し、被害児童生徒に寄り添い支える体制をつくる。被害児童生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、必要に応じて加害生徒を別室において指導することとしたり、状況に応じて出席停止制度を活用したりして、被害児童生徒が落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図る。

③ 加害児童生徒に対し、毅然とした態度で指導する～いじめ行為には粘り強い指導を行う～

○加害児童生徒から事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、学校は、複数の教職員が連携し、必要に応じて心理や福祉等の専門家、教員・警察官経験者など外部専門家の協力を得て、組織的に、いじめを止めさせ、その再発を防止する措置をとる。

○事実関係を聴取したら、迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。

○加害児童生徒への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、加害児童生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該児童生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。

○いじめの状況に応じて、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、特別の指導計画による指導のほか、さらに出席停止や警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をする。教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、適切に、児童生徒に対して懲戒を加えることも考える。

④ いじめが起きた集団への働きかけ～集団全体の課題としてとらえる～

いじめを見ていたり、同調したりした児童生徒の中にも様々な思いを抱えている子どもたちがいる。いじめを受けたものの立場になって、そのつらさや悔しさについて考えさせ、相手の心の悩みへの共感性を育てることを通じて、行動の変容を求めなければならない。はやしたてたり、おもしろがったりして見ている「観衆」や見て見ぬふりをしていた「傍観者」であっても、いじめを受けている児童生徒にとっては孤独感や孤立感を強める存在であることを理解させ、当事者だけの問題ではなく、いじめが起こった集団一人ひとりの課題であることを認識させていくことが重要である。

⑤ インターネット上のいじめへの対応

インターネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、速やかに削除する措置をとる。措置をとるに当たり、必要に応じて法務局や地方法務局、警察等の専門的な機関に相談・通報し、適切に援助を求める。

パスワード付きサイトやLINEも含むソーシャルネットワーキングサービス、携帯電話等のメールを利用したいじめについては、大人の目に触れにくく、発見しにくい場合、学校における情報モラル教育を進めるとともに、保護者においてもこれらについての理解を求めていくことが必要である。

(4) いじめの「解消」の定義

いじめが発生した場合には速やかな解決が求められるが、その際、いじめた児童生徒によるいじめられた児童生徒に対する謝罪のみで解消するものではない。

いじめが「解消している」状態とは、

① いじめに係る行為が止んでいる状態が相当の期間（少なくとも3か月を目安）継続していること。

ただし、いじめ被害の重大性からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、教育委員会または学校の判断により、より長期の期間を設定する。

② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないことを面談等で確認できること。

この2つの要件が満たされなければならない。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。「解消している状態」に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察する。

第4章 重大事態への対処

1 重大事態の発生

(1) 重大事態の意味

法第28条には、学校又は教育委員会が事実関係を明確にするための調査を行う重大事態として以下の場合が記されている。

- ① いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。(第1項第1号)
- ② いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。(第1項第2号)

1) 法第28条第1項第1号の「生命、心身又は財産に重大な被害」とは、いじめの被害児童生徒の状況に着目して判断する。例えば次のようなケースが想定される。

- 児童生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合 等

2) 法第28条第1項第2号の「相当の期間」については、国の基本方針では不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安としている。ただし、日数だけでなく、児童生徒の状況等、個々のケースを十分把握する必要がある。例えば、欠席日数が30日に満たないため「不登校重大事態ではない」と判断し、結果長期にわたって不登校となる場合がある。不登校重大事態に対する方針についても明確に表現すると共に、文部科学省の「不登校重大事態に係る調査の指針」(平成28年3月)及びその概要などを活用して、職員での共通理解を図ることも大切である。

3) 法第28条第1項第1号及び第2号以外の重大事態について

国の定めた「いじめの防止等のための基本的な方針」においては、同項第1号及び第2号以外について次のように定めている。

児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

つまり、同項第1号及び第2号に該当しない事案であっても、本人又は保護者から上記のような申し出があった場合は、重大事態としての対応が求められることになる。児童生徒又は保護者からの申立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する必要がある。

【不登校重大事態の調査における留意事項】

（「不登校重大事態に係る調査の指針」より抜粋）

この調査においては、不登校に至った事実関係を整理することで、いじめにより不登校に至った疑いがある児童生徒（以下「対象児童生徒」という。）が欠席を余儀なくされている状況を解消し、対象児童生徒の学校復帰の支援につなげることと、今後の再発防止に活かすことを目的とする。

具体的には「重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする」ための調査を行うこととなるが、「因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査すべき」（基本方針）である。そして、調査は民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものでないことは言うまでもなく、学校及び教育委員会は、たとえ自らに不都合なことがあったとしても、事実にしかりと向き合おうとする姿勢が何よりも重要である。

- 不登校重大事態に該当するか否かの判断にあたっては、不登校重大事態とされるべき事案が確実に不登校重大事態として取り扱われるよう、学校は、欠席期間が30日（目安）に到達する前から教育委員会に報告・相談し、情報共有を図る。
- 病気やけがなどの正当な事由がなく児童生徒が連続して欠席している場合、3日を目安に校長等へ報告を行い、正当な事由がなく7日以上連続して欠席し、児童生徒本人の状況の確認ができていない場合は学校が教育委員会に報告を行う。
（「連続して欠席し連絡が取れない児童生徒や学校外の集団との関わりの中で被害に遭う恐れがある児童生徒の安全の確保に向けた取組について」より）
- 調査を通じて、事後的に、いじめがあったとの事実が確認されなかった場合やいじめはあったものの相当の期間の欠席（30日（目安））との因果関係は認められないとの判断に至った場合も、そのことにより遡及的に不登校重大事態に該当しないこととなるわけではない。
- 対象児童生徒の中には、その原因を話したがる児童生徒もいることを踏まえ、無理に対象児童生徒からの聴き取りを行うのではなく、周囲の児童生徒や教職員等から多角的に情報収集するなど、状況に応じた柔軟な対応が必要である。
- 調査中に関係資料（アンケートの質問票や聴取結果を記録した文書等）を誤って廃棄する等の不適切な対応が起こることのないよう、また、児童生徒や保護者から、相当長期間が経過した後に「いじめにより不登校になった」等の申立てがなされることもあり得ることを踏まえ、関係資料の保存に留意する（この点、アンケートの質問票の原本等の一次資料の保存期間は最低でも当該児童生徒が卒業するまでとし、アンケートの聴取の結果を記録した文書等の二次資料及び調査報告書は、指導要録との並びで保存期間を5年とすることが望ましい）。
- 当該重大事態に係るいじめそのものは一定の解消が図られた場合であっても、引き続き不登校の状況が継続することは少なくない。学校及び教育委員会は、対象児童生徒及び保護者に対し、調査結果のみならず学校復帰の支援策を提示し、理解を得るよう努める。

(2) 重大事態の判断

重大事態は、事実関係が確定した段階で重大事態として対応を開始するのではなく、「疑い」が生じた段階で調査を開始する。

学校又は教育委員会は、重大事態の意味をふまえ、個々のケースを十分把握したうえで重大事態かどうかを判断し、報告・調査等に当たる。

(3) 重大事態の報告

上記(2)により重大事態(「疑い」を含む。)に該当すると判断したとき、重大事態が発生した学校(以下「当該学校」という。)は、直ちに教育委員会を通じて市長に報告する。

(4) 調査主体と調査を行うための組織

教育委員会は、当該学校からの報告を受けた際、その事案の調査を行う主体や、どのような調査組織とするかの判断を行う。

① 学校が主体となって調査を行う場合

当該学校に常設している「いじめ対策委員会等」が調査を行う。

教育委員会は、必要な指導、人的措置等の適切な支援を行う。

② 教育委員会が主体となって行う場合

当該学校主体の調査では、重大事態への対応及び同種の事態の発生防止に必ずしも十分な結果を得られないと判断する場合や当該学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、教育委員会が調査を行う。

教育委員会が行う場合は、教育委員会内に設置された附属機関「藤井寺市立学校いじめ問題専門委員会」が、当該学校での重大事態に係る調査を行う。

2 調査の実施

教育委員会は、より客観的な調査を行えるよう、関係機関と連携、協力する体制を整える。また当該学校に対して、情報の提供について必要な指導及び支援を行う。

(1) 調査の内容

重大事態に至る要因となったいじめ行為が、①いつ(いつ頃から)、②誰から行われ、③どのような様態であったか、④いじめを生んだ背景事情としてどのような問題があったか、⑤学校・教職員がどのように対応したか、などの事実関係を、可能な限り明確にする。

また、いじめと被害の因果関係及びいじめによる「生命、心身又は財産の被害」の因果関係と被害(程度)の認定を行う。

ア。「精神的な苦痛」「精神性の疾患の発症」等の精神的・心理的被害も調査審議の対象とする。

イ。重大事態の多くは犯罪行為が伴っているケースが想定され、「暴行・傷害・脅迫・恐喝・侮辱・名誉棄損・器物損壊」等の違法行為に該当するかの検証を行う。

ウ。調査においては、行為者や学校関係者を含めた周辺関係者及びいじめを受け

た児童生徒に関する行動・対応・心理的経過の検証についても留意する。

(2) 調査の方法

1) 藤井寺市立学校による対処

- 当該学校は、重大事態発生を教育委員会を通じて市長に直ちに報告する。
- 法第28条第1項に基づく調査組織「いじめ対策委員会等」を開催する。
- 当該学校は、調査組織「いじめ対策委員会等」に対して、積極的に資料等を提供するとともに調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組む。
- 調査組織「いじめ対策委員会等」は、いじめを受けた児童生徒からの聴き取りが可能な場合、当該児童生徒から十分に聴き取るとともに、在籍児童生徒や教職員に対するアンケート調査や聴き取り調査を行う。これらの調査を行う際、いじめを受けた児童生徒を守ることを最優先とし、個別の事案が広く明らかになり、児童生徒の学校復帰が阻害されることのないよう、十分に内容を吟味して実施する。また、アンケートについては、いじめの重大事態の調査のために行うものであること、及び結果を被害児童生徒・保護者に提供する場合があることを、予め、調査対象者である他の児童生徒及びその保護者に説明したうえで実施する。
- 調査による事実関係の確認とともに、いじめた児童生徒への聴き取りを行う。当該学校は、いじめ行為を止めさせるために組織的な指導を行うとともに、再発防止の措置をとる。
- いじめを受けた児童生徒に対しては、事情や心情を聴取し、当該児童生徒の状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等をする。
- 児童生徒の入院や死亡など、いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合は、当該児童生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者に今後の調査について協議し、調査に着手する。調査方法としては、在籍児童生徒や教職員に対するアンケート調査や聴き取り調査などを実施する。

2) 教育委員会による対処

- 教育委員会は、重大事態が発生した学校から報告を受けた場合、直ちに市長に報告するとともにその事態の調査方法等を判断する。
- 教育委員会は、より客観的な調査を行えるよう、関係機関と連携、協力する体制を整える。また当該学校に対して、情報の提供について必要な指導及び支援を行う。
- 教育委員会は、事態の重大性に鑑みて、児童生徒に関して、保護者の意向も踏まえ、出席停止措置の活用や、いじめを受けた児童生徒の支援のための弾力的な対応を講じる。

(3) 自殺の背景調査について

児童生徒が自殺に至った場合の調査は、同じ事態を防止する観点からその死に至るまでの経過を含めた幅広い調査を実施することが必要であり、この調査においては亡くなった児童生徒の尊厳を保持しつつ、再発防止策を講ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行わなければならない。

また、いじめがその要因として疑われる場合の背景調査は、法第28条第1項に定

める調査に相当することとなるため、不幸にして自殺が起きてしまったときの初動対応として、「子どもの自殺が起きたときの緊急対応の手引き」（平成22年3月文部科学省）及び「教師が知っておきたい子どもの自殺予防」第5章（平成21年3月文部科学省）、その方法等については、「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針（改定版）」（平成26年7月児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議）などを参考として適切に実施することが望まれる。

【自殺の背景調査における留意事項】

- 背景調査に当たり、遺族が当該児童生徒を最も身近に知り、また背景調査について切実な心情を持つことを認識し、その要望・意見を十分に聴取するとともに、できる限りの配慮と説明を行う。
- 在校生及びその保護者に対しても、できる限りの配慮と説明を行う。
- 死亡した児童生徒が置かれていた状況として、いじめの疑いがあること踏まえ、学校の設置者又は学校は遺族に対して主体的に在校生へのアンケート調査や聴き取り調査を含む詳しい調査の実施を提案する。
- 詳しい調査を行うに当たり、学校の設置者又は学校は、遺族に対して調査の目的・目標、調査を行う組織の構成等、調査の概ねの期間や方法、入手した資料の取扱い、遺族に対する説明の在り方や調査結果の公表に関する方針などについて、できる限り遺族と合意しておくことが必要である。
- 情報発信・報道対応については、プライバシーへの配慮のうえ正確で一貫した情報提供が必要であり、初期の段階で情報がないからといって、トラブルや不適切な対応がなかったと決めつけたり、断片的な情報で誤解を与えたりすることのないよう留意する。なお、亡くなった児童生徒の尊厳の保持や、子どもの自殺は連鎖（後追い）の可能性があることなどを踏まえ、WHO（世界保健機関）による自殺報道への提言を参考に、特別の注意が必要である。

（4）調査情報の保存

調査により把握した情報の記録、いわゆるいじめの重大事態として取り扱う以前に法第23条第2項の調査において学校が取得、作成した記録（学校の定期的なアンケート・個人面談記録・いじめの通報・相談内容の記録・児童生徒に対する聴き取り調査を行った際の記録等を含む。）は、本市文書取扱規定に基づき公文書として適切に保存しなければならない。なお、個別の重大事態の調査に係る記録については、指導要録の保存期間に合わせて、少なくとも5年間保存することが望ましい。

また、重大事態に関わる記録の破棄については、被害児童生徒・保護者に説明の上で行うこと。また、個々の記録の保存について、被害児童生徒・保護者からの意見を踏まえ、保存期限を改めて設定することも考えられる。

3 調査結果の報告、提供及び公表

教育委員会は、調査結果を市長に速やかに報告する。

学校又は教育委員会は、被害児童生徒やその保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係について、被害児童生徒やその保護者に対して説明する。これらの情報の提供に当たっては、学校又は教育委員会は、他の児童生徒のプライバシーに配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。

重大事態に関する調査結果を公表するか否かは、学校及び教育委員会として、事案の内容や重大性、被害児童生徒・保護者の意向、公表した場合の児童生徒への影響等を総合的に勘案して、適切に判断する。学校及び教育委員会は、被害児童生徒・保護者に対して、公表の方針について説明を行う。

特に、自殺など重大事態が起きたときの対応について、たとえ学校外のことであっても自殺に至るまでに学校が気づき、救うことができた可能性があったのではないか、いじめが背景にあったのか否かにかかわらず、学校は事実関係を明らかにする必要がある。記者会見、保護者会など外部に説明する際は、その都度、説明内容を事前に遺族に伝えていく（配布資料等、文書として外部に出す際には、事前に文案の了解をとるよう努めること。）。

4 市長による再調査等

- (1) 教育委員会から報告を受けた市長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、法第30条第2項に基づき附属機関を設けて調査を行う等の方法により、報告内容について再調査を行うことができる。再調査についても、教育委員会等による調査同様、再調査の主体は、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して、情報を適切に提供する責任があるものと認識し、適時・適切な方法で、再調査の進捗状況等及び再調査結果を説明する。

【再調査を行う必要があると考えられる場合】

(「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」より)

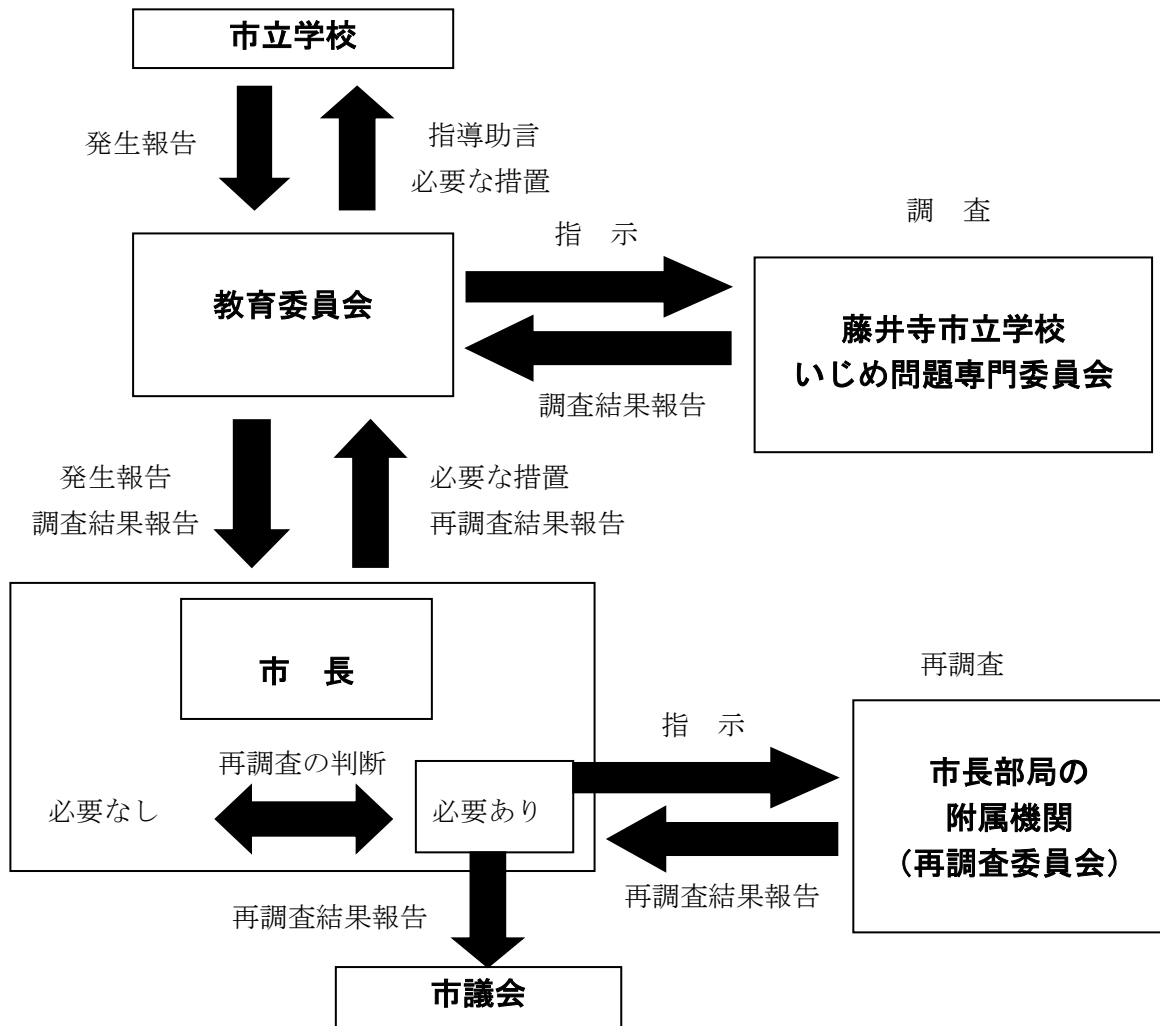
- ① 調査時には知り得なかった新しい重要な事実が判明した場合
- ② 事前に被害者・保護者と確認した調査事項について、十分な調査が尽くされていない場合
- ③ 教育委員会及び学校の対応について十分な調査が尽くされていない場合
- ④ 調査委員の人选の公平性・中立性について疑義がある場合

※ただし、上記①～④の場合であっても、市長による再調査ではなく、既に実施した調査の調査組織において、追加調査や構成員を変更した上での調査を行うことも考えられる。

- (2) 市長は、再調査の公平性・中立性を確保するため、専門的な知識や経験を有する者の中から、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係や特別な利害関係の無い者の参加を図るものとする。

(3) 市長は、再調査を行ったときは、法第30条第3項に基づき、その結果を市議会に報告する。内容については、個々の事案の内容に応じ適切に設定されることとなるが、個人のプライバシーに対しては必要な配慮を確保する。

【重大事態への対応フロー図】



いじめ防止対策推進法（平成25年9月28日）

いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）

目次

- 第一章 総則（第一条—第十条）
- 第二章 いじめ防止基本方針等（第十一条—第十四条）
- 第三章 基本的施策（第十五条—第二十一条）
- 第四章 いじめの防止等に関する措置（第二十二条—第二十七条）
- 第五章 重大事態への対処（第二十八条—第三十三条）
- 第六章 雑則（第三十四条・第三十五条）
- 附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、いじめが、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、児童等の尊厳を保持するため、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）のための対策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体等の責務を明らかにし、並びにいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の策定について定めるとともに、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。

3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

（基本理念）

第三条 いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関係する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内

外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

2 いじめの防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。

3 いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

(いじめの禁止)

第四条 児童等は、いじめを行ってはならない。

(国の責務)

第五条 国は、第三条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、いじめの防止等のための対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第六条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、いじめの防止等のための対策について、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(学校の設置者の責務)

第七条 学校の設置者は、基本理念にのっとり、その設置する学校におけるいじめの防止等のために必要な措置を講ずる責務を有する。

(学校及び学校の教職員の責務)

第八条 学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

(保護者の責務等)

第九条 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。

2 保護者は、その保護する児童等がいじめを受けた場合には、適切に当該児童等はいじめから保護するものとする。

3 保護者は、国、地方公共団体、学校の設置者及びその設置する学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。

4 第一項の規定は、家庭教育の自主性が尊重されるべきことに変更を加えるものと解し

てはならず、また、前三項の規定は、いじめの防止等に関する学校の設置者及びその設置する学校の責任を軽減するものと解してはならない。

(財政上の措置等)

第十条 国及び地方公共団体は、いじめの防止等のための対策を推進するために必要な財政上の措置その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第二章 いじめ防止基本方針等

(いじめ防止基本方針)

第十一条 文部科学大臣は、関係行政機関の長と連携協力して、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（以下「いじめ防止基本方針」という。）を定めるものとする。

2 いじめ防止基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項
- 二 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項
- 三 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

(地方いじめ防止基本方針)

第十二条 地方公共団体は、いじめ防止基本方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体におけるいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（以下「地方いじめ防止基本方針」という。）を定めるよう努めるものとする。

(学校いじめ防止基本方針)

第十三条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

(いじめ問題対策連絡協議会)

第十四条 地方公共団体は、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、条例の定めるところにより、学校、教育委員会、児童相談所、法務局又は地方法務局、都道府県警察その他の関係者により構成されるいじめ問題対策連絡協議会を置くことができる。

2 都道府県は、前項のいじめ問題対策連絡協議会を置いた場合には、当該いじめ問題対策連絡協議会におけるいじめの防止等に関係する機関及び団体の連携が当該都道府県の区域内の市町村が設置する学校におけるいじめの防止等に活用されるよう、当該いじめ問題対策連絡協議会と当該市町村の教育委員会との連携を図るために必要な措置を講ずるものとする。

3 前二項の規定を踏まえ、教育委員会といじめ問題対策連絡協議会との円滑な連携の下

に、地方いじめ防止基本方針に基づく地域におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うようにするため必要があるときは、教育委員会に附属機関として必要な組織を置くことができるものとする。

第三章 基本的施策

(学校におけるいじめの防止)

第十五条 学校の設置者及びその設置する学校は、児童等の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うことがいじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図らなければならない。

2 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校におけるいじめを防止するため、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、いじめの防止に資する活動であって当該学校に在籍する児童等が自主的に行うものに対する支援、当該学校に在籍する児童等及びその保護者並びに当該学校の教職員に対するいじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な措置を講ずるものとする。

(いじめの早期発見のための措置)

第十六条 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校におけるいじめを早期に発見するため、当該学校に在籍する児童等に対する定期的な調査その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、いじめに関する通報及び相談を受け付けるための体制の整備に必要な施策を講ずるものとする。

3 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校に在籍する児童等及びその保護者並びに当該学校の教職員がいじめに係る相談を行うことができる体制（次項において「相談体制」という。）を整備するものとする。

4 学校の設置者及びその設置する学校は、相談体制を整備するに当たっては、家庭、地域社会等との連携の下、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利その他の権利利益が擁護されるよう配慮するものとする。

(関係機関等との連携等)

第十七条 国及び地方公共団体は、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援、いじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言その他のいじめの防止等のための対策が関係者の連携の下に適切に行われるよう、関係省庁相互間その他関係機関、学校、家庭、地域社会及び民間団体との連携の強化、民間団体の支援その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上)

第十八条 国及び地方公共団体は、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援、いじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言その他のいじめの防止

等のための対策が専門的知識に基づき適切に行われるよう、教員の養成及び研修の充実を通じた教員の資質の向上、生徒指導に係る体制等の充実のための教諭、養護教諭その他の教員の配置、心理、福祉等に関する専門的知識を有する者であっていじめの防止を含む教育相談に応じるものの確保、いじめへの対処に関し助言を行うために学校の求めに応じて派遣される者の確保等必要な措置を講ずるものとする。

2 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校の教職員に対し、いじめの防止等のための対策に関する研修の実施その他のいじめの防止等のための対策に関する資質の向上に必要な措置を計画的に行わなければならない。

(インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進)

第十九条 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校に在籍する児童等及びその保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、及び効果的に対処することができるよう、これらの者に対し、必要な啓発活動を行うものとする。

2 国及び地方公共団体は、児童等がインターネットを通じて行われるいじめに巻き込まれていないかどうかを監視する関係機関又は関係団体の取組を支援するとともに、インターネットを通じて行われるいじめに関する事案に対処する体制の整備に努めるものとする。

3 インターネットを通じていじめが行われた場合において、当該いじめを受けた児童等又はその保護者は、当該いじめに係る情報の削除を求め、又は発信者情報（特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（平成十三年法律第百三十七号）第四条第一項に規定する発信者情報をいう。）の開示を請求しようとするときは、必要に応じ、法務局又は地方法務局の協力を求めることができる。

(いじめの防止等のための対策の調査研究の推進等)

第二十条 国及び地方公共団体は、いじめの防止及び早期発見のための方策等、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言の在り方、インターネットを通じて行われるいじめへの対応の在り方その他のいじめの防止等のために必要な事項やいじめの防止等のための対策の実施の状況についての調査研究及び検証を行うとともに、その成果を普及するものとする。

(啓発活動)

第二十一条 国及び地方公共団体は、いじめが児童等の心身に及ぼす影響、いじめを防止することの重要性、いじめに係る相談制度又は救済制度等について必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。

第四章 いじめの防止等に関する措置

(学校におけるいじめの防止等の対策のための組織)

第二十二條 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

(いじめに対する措置)

第二十三條 学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び児童等の保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。

2 学校は、前項の規定による通報を受けたときその他当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、当該児童等に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果を当該学校の設置者に報告するものとする。

3 学校は、前項の規定による事実の確認によりいじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせ、及びその再発を防止するため、当該学校の複数の教職員によって、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行うものとする。

4 学校は、前項の場合において必要があると認めるときは、いじめを行った児童等についていじめを受けた児童等が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講ずるものとする。

5 学校は、当該学校の教職員が第三項の規定による支援又は指導若しくは助言を行うに当たっては、いじめを受けた児童等の保護者といじめを行った児童等の保護者との間で争いが起きることのないよう、いじめの事案に係る情報をこれらの保護者と共有するための措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

6 学校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、当該学校に在籍する児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に、援助を求めなければならない。

(学校の設置者による措置)

第二十四條 学校の設置者は、前条第二項の規定による報告を受けたときは、必要に応じ、その設置する学校に対し必要な支援を行い、若しくは必要な措置を講ずることを指示し、又は当該報告に係る事案について自ら必要な調査を行うものとする。

(校長及び教員による懲戒)

第二十五條 校長及び教員は、当該学校に在籍する児童等がいじめを行っている場合であって教育上必要があると認めるときは、学校教育法第十一条の規定に基づき、適切に、当該児童等に対して懲戒を加えるものとする。

(出席停止制度の適切な運用等)

第二十六条 市町村の教育委員会は、いじめを行った児童等の保護者に対して学校教育法第三十五条第一項（同法第四十九条において準用する場合を含む。）の規定に基づき当該児童等の出席停止を命ずる等、いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を速やかに講ずるものとする。

(学校相互間の連携協力体制の整備)

第二十七条 地方公共団体は、いじめを受けた児童等といじめを行った児童等が同じ学校に在籍していない場合であっても、学校がいじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を適切に行うことができるようにするため、学校相互間の連携協力体制を整備するものとする。

第五章 重大事態への対処

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

第二十八条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

3 第一項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

(国立大学に附属して設置される学校に係る対処)

第二十九条 国立大学法人（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人をいう。以下この条において同じ。）が設置する国立大学に附属して設置される学校は、前条第一項各号に掲げる場合には、当該国立大学法人の学長を通じて、重大事態が発生した旨を、文部科学大臣に報告しなければならない。

2 前項の規定による報告を受けた文部科学大臣は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、前条第一項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。

3 文部科学大臣は、前項の規定による調査の結果を踏まえ、当該調査に係る国立大学法人又はその設置する国立大学に附属して設置される学校が当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずることができるよう、国立大学法人法第三十五条において準用する独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第六十四条第一項に規定する権限の適切な行使その他の必要な措置を講ずるものとする。

（公立の学校に係る対処）

第三十条 地方公共団体が設置する学校は、第二十八条第一項各号に掲げる場合には、当該地方公共団体の教育委員会を通じて、重大事態が発生した旨を、当該地方公共団体の長に報告しなければならない。

2 前項の規定による報告を受けた地方公共団体の長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第二十八条第一項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。

3 地方公共団体の長は、前項の規定による調査を行ったときは、その結果を議会に報告しなければならない。

4 第二項の規定は、地方公共団体の長に対し、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第二十一条に規定する事務を管理し、又は執行する権限を与えるものと解釈してはならない。

5 地方公共団体の長及び教育委員会は、第二項の規定による調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずるものとする。

第三十条の二 第二十九条の規定は、公立大学法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人をいう。）が設置する公立大学に附属して設置される学校について準用する。この場合において、第二十九条第一項中「文部科学大臣」とあるのは「当該公立大学法人を設立する地方公共団体の長（以下この条において単に「地方公共団体の長」という。）」と、同条第二項及び第三項中「文部科学大臣」とあるのは「地方公共団体の長」と、同項中「国立大学法人法第三十五条において準用する独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第六十四条第一項」とあるのは「地方独立行政法人法第百二十一条第一項」と読み替えるものとする。

（私立の学校に係る対処）

第三十一条 学校法人（私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条に規定する学校法人をいう。以下この条において同じ。）が設置する学校は、第二十八条第一項各号に掲げる場合には、重大事態が発生した旨を、当該学校を所轄する都道府県知事（以下この条において単に「都道府県知事」という。）に報告しなければならない。

2 前項の規定による報告を受けた都道府県知事は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関

を設けて調査を行う等の方法により、第二十八条第一項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。

3 都道府県知事は、前項の規定による調査の結果を踏まえ、当該調査に係る学校法人又はその設置する学校が当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずることができるよう、私立学校法第六条に規定する権限の適切な行使その他の必要な措置を講ずるものとする。

4 前二項の規定は、都道府県知事に対し、学校法人が設置する学校に対して行使することができる権限を新たに与えるものと解釈してはならない。

第三十二条 学校設置会社（構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第十二条第二項に規定する学校設置会社をいう。以下この条において同じ。）が設置する学校は、第二十八条第一項各号に掲げる場合には、当該学校設置会社の代表取締役又は代表執行役を通じて、重大事態が発生した旨を、同法第十二条第一項の規定による認定を受けた地方公共団体の長（以下「認定地方公共団体の長」という。）に報告しなければならない。

2 前項の規定による報告を受けた認定地方公共団体の長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第二十八条第一項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。

3 認定地方公共団体の長は、前項の規定による調査の結果を踏まえ、当該調査に係る学校設置会社又はその設置する学校が当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずることができるよう、構造改革特別区域法第十二条第十項に規定する権限の適切な行使その他の必要な措置を講ずるものとする。

4 前二項の規定は、認定地方公共団体の長に対し、学校設置会社が設置する学校に対して行使することができる権限を新たに与えるものと解釈してはならない。

5 第一項から前項までの規定は、学校設置非営利法人（構造改革特別区域法第十三条第二項に規定する学校設置非営利法人をいう。）が設置する学校について準用する。この場合において、第一項中「学校設置会社の代表取締役又は代表執行役」とあるのは「学校設置非営利法人の代表権を有する理事」と、「第十二条第一項」とあるのは「第十三条第一項」と、第二項中「前項」とあるのは「第五項において準用する前項」と、第三項中「前項」とあるのは「第五項において準用する前項」と、「学校設置会社」とあるのは「学校設置非営利法人」と、「第十二条第十項」とあるのは「第十三条第三項において準用する同法第十二条第十項」と、前項中「前二項」とあるのは「次項において準用する前二項」と読み替えるものとする。

（文部科学大臣又は都道府県の教育委員会の指導、助言及び援助）

第三十三条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十五条の四第一項の規定によるほか、文部科学大臣は都道府県又は市町村に対し、都道府県の教育委員会は市町村に対し、重大事態への対処に関する都道府県又は市町村の事務の適正な処理を図るため、必要な指導、助言又は援助を行うことができる。

第六章 雑則

(学校評価における留意事項)

第三十四条 学校の評価を行う場合においていじめの防止等のための対策を取り扱うに当たっては、いじめの事実が隠蔽されず、並びにいじめの実態の把握及びいじめに対する措置が適切に行われるよう、いじめの早期発見、いじめの再発を防止するための取組等について適正に評価が行われるようにしなければならない。

(高等専門学校における措置)

第三十五条 高等専門学校（学校教育法第一条に規定する高等専門学校をいう。以下この条において同じ。）の設置者及びその設置する高等専門学校は、当該高等専門学校の実情に応じ、当該高等専門学校に在籍する学生に係るいじめに相当する行為の防止、当該行為の早期発見及び当該行為への対処のための対策に関し必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。

(検討)

第二条 いじめの防止等のための対策については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

2 政府は、いじめにより学校における集団の生活に不安又は緊張を覚えることとなったために相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている児童等が適切な支援を受けつつ学習することができるよう、当該児童等の学習に対する支援の在り方についての検討を行うものとする。

附則（平成二六年六月二〇日法律第七六号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。

附則（平成二七年六月二四日法律第四六号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。

附則（平成二八年五月二〇日法律第四七号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。

藤井寺市立学校いじめ問題専門委員会条例

(設置)

第1条 いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第14条第3項及び第28条第1項の規定に基づき、藤井寺市立学校いじめ問題専門委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 法第13条に規定する学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針に関すること。
- (2) 法第28条第1項に規定する重大事態（以下「重大事態」という。）に関すること。
- (3) いじめに対する適切な措置に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、藤井寺市教育委員会（以下「教育委員会」という。）がいじめについて必要と認めること。

(組織)

第3条 委員会は、委員5人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 弁護士
- (2) 心理の専門的知識及び経験を有する者
- (3) 福祉の専門的知識及び経験を有する者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(調査員)

第6条 委員会は、重大事態に係る事実関係の調査の補助を行わせるため、必要に応じ、委員会に調査員を置くことができる。

2 調査員は、委員を補佐し、調査の補助を行う上で必要な知見を有する者のうちから、教育委員会が委嘱する。

3 調査員は、当該調査が終了したときは、解嘱されるものとする。

(会議)

第7条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（会議の非公開）

第8条 委員会の会議（重大事態に関する事項を調査審議する場合に限る。）は、非公開とする。

（委員の除斥）

第9条 委員会は、委員又は調査員に、調査の対象となる重大事態に特別の利害関係を有する者がいることにより、当該調査の公平性及び中立性を害するおそれがあると認めるときは、その委員又は調査員を当該調査に参加させないことができる。

（関係者の出席等）

第10条 委員長は、必要があると認めるときは、関係者に対し、会議に出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

（守秘義務）

第11条 委員及び調査員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（庶務）

第12条 委員会の庶務は、教育委員会事務局教育部学校教育課において行う。

（委任）

第13条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

藤井寺市いじめ問題対策連絡協議会条例

(設置)

第1条 いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第14条第1項の規定に基づき、藤井寺市いじめ問題対策連絡協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 協議会は、いじめ問題等に関係する機関及び団体の連携を図ることに關して協議するとともに、藤井寺市いじめ防止基本方針に基づく取組を効果的かつ円滑に推進していくための情報交換及び連絡調整を行うものとする。

(組織)

第3条 協議会は、委員9人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 藤井寺市立小学校又は中学校の代表者
- (2) 大阪府富田林子ども家庭センターの代表者
- (3) 大阪法務局富田林支局の代表者
- (4) 大阪府羽曳野警察署の代表者
- (5) 心理及び福祉の専門的知識及び経験を有する者
- (6) 保護者の代表者
- (7) 市長部局職員
- (8) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、1年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、関係者に対し、会議に出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、教育委員会事務局教育部学校教育課において行う。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。